

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第 35号）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正により指定通所支援の事業の運営に関する基準について所要の規定の整備を行う等とすることとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日ほかから施行することとした。



◇秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第 36号）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正等により、指定障害児入所施設の運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日ほかから施行することとした。